

↳ 介護サービスと医療費控除

Q : 私の父は、要介護度3の認定を受けて特別養護老人ホームに入所しています。この施設に支払った利用料金は、医療費控除の対象になりますか。

A : 介護費及び食費として支払った金額の2分の1が医療費控除の対象となります。

【解説】

介護保険の適用を受ける介護サービスの自己負担額のうち、次の費用の額は医療費控除の対象となります。ご質問の場合は、次の(1)に該当することになります。

(1) 施設入所サービスの場合

要介護度1～5の認定を受けて指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する人の介護費及び食費の自己負担額として支払った金額の2分の1相当額（「指定介護老人福祉施設利用料等領収証」を確定申告書に添付又は提示します。）

(2) 居宅サービスの場合

居宅サービス計画（ケアプラン）にもとづいて、医療系の居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅療養管理指導）のいずれかとあわせて利用する、①訪問介護（家事援助中心型を除く）、②訪問入浴介護、③通所介護、④短期入所生活介護の自己負担額（「居宅サービス利用料領収証」等を確定申告書に添付又は提示します。）

なお、医療系の居宅サービスの自己負担額は、ケアプランに関係なく医療費控除の対象となります。

